公共投資に「創造力」

NIX

国土強靭化地域計画策定

防災・減災事業

国土強靭化地域計画の趣旨

○自然災害に強い「強靭な地域」をつくる計画

・東日本大震災をはじめとした、甚大な被害を受けたこれまでの自然災害の教訓を踏まえて、災害に強い強靭な国土づくり、地域づくりが求められてきています。

・この流れを踏まえて、国では平成25年度に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を制定し、その中で、国が国土強靭化基本計画、都道府県・市町村が国土強靭化地域計画をすみやかに策定することが位置付けられております。

国土強靭化の理念

いかなる自然災害に対して以下のような国・地域の形成を目指す

- 人命が最大限保護される
- 重要な機能が維持される
- 国民の財産の被害最小化
- 迅速な復旧復興

国土強靭化地域計画の位置づけ

○国土強靭化に係るに他の各種計画等の指針（アンブレラ計画）

・国土強靭化地域計画はアンブレラ計画として位置付けられており、地方公共団体の各種計画等について、国土強靭化の観点から必要な見直しが行われ、必要な施策が具体化されることとなります。

・国が作成した国土強靭化基本計画では国土強靭化に向けて府省庁横断的に地方公共団体や民間とも連携し総合的に推進することとなっており、地域の強靭化に向けた方向性を示すことで、様々な支援が受けやすくなります。

・なお、国土強靭化地域計画は国が策定した国土強靭化基本計画と調和した範囲において、地域特性を充分踏まえた事項を定めることが許容されています。

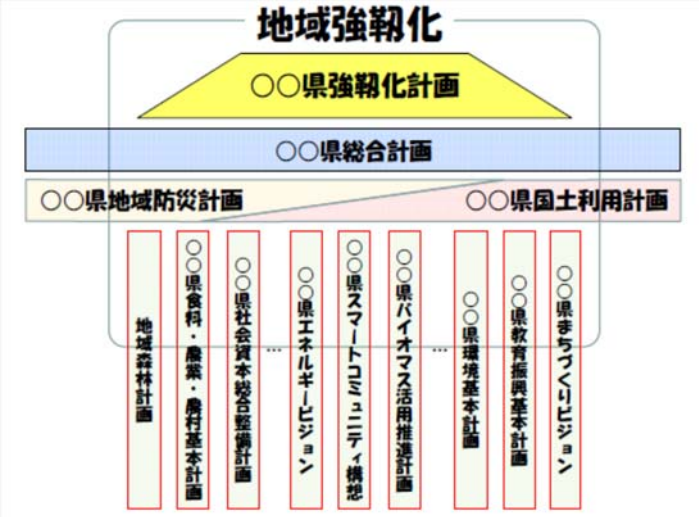

国土強靭化地域計画のアンブレライメージ

国土強靭化地域計画の策定におけるポイント

・国土強靭化地域計画を策定するにあたり、計画の実効性を高めるためには以下のような事項がポイントとなると考えます。

1. **地域が直面するリスクを充分把握した計画策定**
2. **官民が連携・協力して推進するための体制構築**
3. **優先・重点施策が分かりやすい計画づくり**（住民等への説明資料として）
4. **将来的な地域づくりの方向性を見据えた計画づくり**

策定フローと策定のポイント

【策定体制について】

・策定主体は地方公共団体ですが、官だけでなく、民間事業者を含めた関係者が総力を挙げて積極的に取り組むことが必要不可欠で計画であるため、策定にあたっては以下のような体制を構築することが重要です。

庁内に横断的組織

・強靭化担当部局
・関係部局
　・企画　・保健福祉
　・農林水産　・土木
　・産業　　など

検討委員会

・地方公共団体
・自治会代表
・商工会議所
・民間事業者
・国・県の出先機関　など

防災会議の活用？

住民参加促進
専門家の活用
　　など

1. 地域を強靭化する上での目標の明確化

国の基本計画に即して、地域の実情、自然･社会状況を踏まえた目標を設定する。

・大規模自然災害の発生リスク
・現状における施設等状況
・地域の立地特性
　　などを勘案し設定します。

↓

2. リスクシナリオ（最悪の事態）、強靭化施策分野の設定

自然災害等に対する評価を行い、リスクシナリオを設定、最悪の事態を回避すべく、施策分野を設定する。

・必要不可欠な都市機能
・通常公共が担うべき施策分野
　　などを勘案し設定します。
（国の設定をベースに検討）

↓

3. 脆弱性の分析･評価、課題の検討

リスクシナリオ（最悪の事態）に基づいて、脆弱性の分析･評価を実施する。
分析･評価結果を基に、課題を設定する。

・最悪の事態に対応する施策に対し、現在の取り組みの評価を実施する。
・客観的に評価するため、施策の数量等に基づき分析、評価します。

↓

4. リスクへの対応方針の検討

必要な施策の検討、推進方針について整理をする。
施策の推進にあたっては、施策実施主体についても明確にし、官民一体となった取り組みの推進を図る。

・脆弱性の分析・評価に基づく課題に対する事業の洗い出しを行い、整理します。
・不足している事業や民間が担うべき事業についてもリストアップをします。

↓

5. 対応方策について重点化、優先順位づけ

影響の大きさ、緊急度等を考慮して、プログラムの重点化･優先順位付けを行う。

・実施事業としてリストアップしたものを基に、災害発生のリスク、影響度を点数化した上で、優先度を判定します。

お問い合わせは

〒930-0142 富山市吉作910番地の1　TEL:076-436-2111 FAX:076-436-2260　http://www.shinnihon-cst.co.jp
（担当） 都市計画部門　都市計画･環境系グループ

株式会社 新日本コンサルタント